

岩見沢市北村環境改善センター条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料費、電気料金等の価格高騰に対応するため、受益者負担の適正化の観点から使用料の引上げを行う。

第2 改正の内容

岩見沢市北村環境改善センターの使用料の引上げを行う。

第3 施行期日

- (1) 第1条 令和8年10月1日
- (2) 第2条 令和9年10月1日

岩見沢市条例第24号

岩見沢市北村環境改善センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市北村環境改善センター条例の一部を改正する条例

第1条 岩見沢市北村環境改善センター条例（平成17年条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第18条関係）

使用料

（単位：円）

区分 種別	夏期使用料 5月1日～10月31日 (1時間当たり)		冬期使用料 11月1日～4月30日 (1時間当たり)	
	午前9時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時	午前9時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時
多目的ホール	1, 560	2, 080	2, 080	2, 710
視聴覚室	450	610	610	850
和室1	450	610	610	850
和室2	450	610	610	850
洋室1	400	560	560	780
洋室2—1	400	560	560	780

洋室 2—2	400	560	560	780
料理実習室	420	580	580	820

備考

- 1 物品の販売、あっせん等営利目的で使用する場合は、別表の使用料に、市内業者にあっては3割、市外業者にあっては5割を加算する。
- 2 不特定のものを対象として、入場料、会費その他名称のいかんにかかわらず、これらに類するもの（以下「入場料金」という。）を徴収する場合は、別表の使用料に、次の割合を乗じた額を加算する。

入場料金	1,000円以下	1,001円以上 000円以下	3,001円以上
加算率	3割	5割	7割

第2条 岩見沢市北村環境改善センター条例の一部を次のように改正する。

別表多目的ホールの項を次のように改める。

多目的ホール	2,340	3,120	3,120	4,060
--------	-------	-------	-------	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は令和8年10月1日から、第2条及び附則第3項の規定は令和9年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市北村環境改善センター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市北村環境改善センター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。